○ 本編では、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について記述する。

第1章 災害予防

第1節 鉄軌道の安全な運行の確保

- 鉄軌道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。
- 鉄軌道事業者に対し、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるよう指導する。
- 鉄軌道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。
- 鉄道施設に障害を及ぼすおそれのある植物等の伐採等を可能する制度を創設したことを踏まえ、 当該制度に関連する政省令を整備し、鉄軌道事業者に対して周知を図ること等によって、鉄道の 輸送の安全確保を図る。

第2節 鉄軌道車両の安全性の確保

- 鉄軌道車両に導入された新技術、車両故障等の原因分析結果及び車両の安全性に関する研究 の成果を速やかに技術基準に反映させる。
- 鉄軌道車両の検査については、IT 技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査特度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して研修担当者の教育訓練内容の充実を図る。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより

車両故障等の予防を図る。

第3節 情報の収集・伝達体制及び災害応急体制の整備

第1 情報伝達ルートの確立

○ 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄軌道事業者を指導して、それぞれの機関 及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等に おいても対応できる体制の整備を図る。

第2 情報伝達手段の確保

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外 部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努 めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等に ついて、早期に対応するよう指導する。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指 導する。

第3 多様な情報収集手段の確保

- 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信 の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

第4 職員の体制

○ 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、鉄軌道事業者を指導して、それぞれの機関において実情に応じた非常参集体制の整備を図る。

第4節 交通施設等における応急体制の整備

第1 利用者の避難誘導体制の整備

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害等発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるよう指導する。

第2 負傷者の搬送体制等の整備

○ 鉄軌道事業者に対し、負傷者が発生した場合等に備えて、消防機関等との連携の強化に努めるよう指導する。

第3 適切な運転再開等の体制整備

- 鉄軌道事業者に対し、災害の影響により停車した列車の適切な運転再開、運転再開までの間の 旅客等の避難誘導等を図るための体制整備に努めるよう指導する。
- 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定する制度を創設したことを踏まえ、鉄道事業者 等が災害時の管理の方法を定めることを促し、長時間遮断が生じないよう踏切道の的確な管理の 促進を図る。

第5節 緊急輸送の実施体制の整備

○ 鉄軌道事業者に対し、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動の ために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるよう指導す る。

第6節 被災施設等の応急復旧体制の整備

- 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、関係省庁、公共機関、地方公共 団体とともに、鉄軌道事業者を指導して、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において 平常時より連携を強化しておく。
- 鉄軌道事業者に対し、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の 整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるよう指導する。
- 鉄軌道事業者に対し、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料の 整備に努めるよう指導する。

第7節 被災者等に対する支援体制の整備

○ 鉄軌道事業者、関係機関等と連携の下、鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

- 鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画を鉄軌道事業者が策定するためのガイドラインを作成し、鉄軌道事業者に対して計画の策定を促すなど、乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組みを図るものとする。
- 鉄軌道事業者に対し、その管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討 するよう指導する。

第8節 関係者等への情報提供体制の整備

○ 発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。また、発災時等に乗客の被災者等から問い合わせがあった場合に的確な対応ができるよう、前節に掲げる乗客の被災者等に対する情報提供等を行うための体制の整備を図る。

第9節 訓練及び啓発活動の実施

第1 訓練の実施

- 鉄軌道事業者に対し、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、 警察機関,消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう指導する。
- 関係省庁の機関、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体とともに、鉄軌道事業者等 を指導して相互に連携した訓練を実施する。
- 関係省庁、地方公共団体、公共機関とともに、鉄軌道事業者を指導して、訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。
- 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄軌道事業者を指導して、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、関係機関 との連携強化の推進に努めるものとする。
- 訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

第2 啓発活動の実施

○ 踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

第10節 鉄軌道交通環境の整備

- 鉄軌道事業者に対し、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、災害等防止設備の整備の促進に努めるよう指導する。
- 鉄軌道事業者に対し、列車集中制御装置(CTC)の整備、自動列車停止装置(ATS)の高機能 化等の運転保安設備や脱線・逸脱防止対策の整備・充実に努めるよう指導する。
- 早期地震検知システムについては、更なる機能向上を図るよう開発等を進めていく。
- 地方公共団体及び鉄軌道事業者とともに踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の 整備、統廃合の促進等踏切道の改良を促進する。

第11節 防災に関する研究の推進

- 鉄道に関する公益的研究機関においては、事故災害防止のための研究開発をより一層推進する ことにより、鉄軌道交通の安全性の向上に努めるものとする。
- 研究機関と緊密な連携を図りつつ、研究成果を施策に反映させるとともに、その活用の促進を図るものとする。

第12節 再発防止対策の実施

- 鉄軌道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故 災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事 実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の 再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努 める。
- 鉄軌道事業者とともに事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、 列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同 種の事故災害の再発防止に努める。

- 大規模な鉄道事故の発生後、類似の再発を防止するため、各鉄軌道事業者に事故情報の提供を行うとともに、定期的に開催される鉄道保安連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努める。
- 運輸安全委員会の勧告及び意見等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の応急対策

第1 活動体制の確立

- 鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。
- 鉄軌道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策 本部設置等必要な体制をとるよう指導する。
- 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、 必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣する。
- 収集された情報により大規模な被害が発生し、関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるときは、直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
- 鉄軌道事業者等から、被災状況調査等の支援要望があった場合には、速やかに鉄道・運輸機構に対し鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE)の派遣を要請し、鉄道災害調査隊と連携した現地調査により鉄道施設の被災状況を迅速かつ的確に把握する等、鉄軌道事業者への支援を行う。

第2 政府対策本部等への対応

- 大規模な鉄道事故発生時には、事故及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策 の調整等を行うため、必要に応じて関係省庁連絡会議を開催する。
- 関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われた場合には、予め指定した職員をこれに 参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に従事させる。また、政府対策本部 が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第3 情報の収集・伝達

- 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を総理大臣官邸〔内閣情報調査室〕、 関係省庁〔警察庁、消防庁、防衛省等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
- 大規模な鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等については、被害規模を迅速に把握するとと もに、これらを速やかに関係機関に連絡する。
- 収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。
- 収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。
- 収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。
- 鉄軌道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等に ついて適切な情報提供に努めるよう指導する。

第2節 被災施設等の応急復旧

- 鉄軌道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。
- 施設等の復旧状況を政府対策本部等に速やかに報告する。

第3節 緊急輸送の実施

第1 基本方針

○ 交通の確保・緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急復旧、輸送 活動を行う。

第2 関係事業者等に対する要請、調整

- 鉄軌道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとと もに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。
- 鉄軌道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

第3 緊急輸送に対する支援

○ 救護班の緊急輸送について、必要に応じ、又は関係省庁、日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

第4節 代替輸送の実施

○ 鉄軌道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。

第5節 被災者等に対する支援体制の整備

- 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、乗客の被災者等が事故現場に おいて行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、乗客の被災者等からの要 望を鉄軌道事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情 報を乗客の被災者等に提供するなど、乗客の被災者等からの問い合わせ・相談に的確に対応す るよう努めるものとする。
- 鉄軌道事業者の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、被災者の 受入に努めるよう指導する。

第6節 乗客の被災者等への迅速な情報提供

- 非常災害対策本部に、乗客の被災者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に 関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業 者に伝えること等を通じて、乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やか な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
- 報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被 災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった 場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。

第7節 二次災害防止対策の実施

○ 鉄軌道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の 関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じるよう指導する。

第8節 自発的支援への対応

○ 鉄軌道事業者に対し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体等とも調整の上、ボランティアの受入が速やかに行われるよう指導する。

第3章 災害復旧

第1節 被災した施設等の本格復旧

第1 基本方針

- 鉄軌道事業者に対し、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復 旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及 び車両の復旧に努めるよう指導する。
- 隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土砂の捨場等として一時的に使用する制度を創設したことを踏まえ、当該制度に関連する政省令を整備し、鉄軌道事業者に対して周知を図ること等によって、鉄道の輸送の安全確保を図る。

第2 利用者への情報提供

○ 鉄軌道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導する。